第3回世田谷区農業委員会総会

日:令和2年10月30日(金)

場所:区役所第二庁舎区議会大会議室

第3回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和2年10月30日(金)午後3時30分から

開催場所:区役所第二庁舎区議会大会議室

出席の委員:会長 宍戸幸男、会長職務代理者 髙橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀

雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤

健、宮川喜久、苅部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅

沼つとむ

欠席の委員:なし

出席の職員:事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、

主事 関智秋

会議次第

- 1.開 会
- 2.会長挨拶
- 3.議事録署名委員の指名
- 4.議案の審議
- (1)第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
- (2)第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
- (3)第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5.協議事項
 - (1)令和2年12月の総会日程(案)について
 - (2)一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について
- 6.報告事項
 - (1)ふれあい農園「みかん狩り」「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」 「大根の引っこ抜き」「トマトの収穫」「冬野菜の収穫」の開催について
 - (2) 食と農セミナーの開催について
 - (3)都内産農産物等の放射能検査について
 - (4)農地管理推進月間を終えて
- 7.その他
- 8.閉 会

事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、全委員おそろいになりましたので、ただいまより第3回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願い いたします。

宍戸会長

(会長挨拶)

本日は審議事項が10件、協議事項が2件、報告事項が4件ございます。ちょっと多いようですのでちょっとスムーズに進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の署名委員につきましては、石井朝康委員、また加々 美栄一委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が3件となっております。 それでは、事務局、ご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく 転用届出について。専決処理のため報告のみとさせていただきます。第4条は、農地を住 宅にする場合等に必要となる手続となります。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号2-4-8。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

資料No.2 - 1に移らせていただきます。ここからは第2号議案農地法第5条に基づく転用届出となります。第5条は、農地を農地以外にするための土地に対して権利を設定、または移転する場合、つまり所有者の変更がある場合の届出となります。こちらも全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号2-5-8。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2 - 2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-9。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2 - 3に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-10。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

宍戸会長 この件につきましてご質問等がありましたらお願いいたします。

宍戸会長 よろしいでしょうか。では、第2号議案は終了とさせていただきます。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが4件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。 4 件 ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.3 - 1をご覧下さい。こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてとなります。これは、納税猶予を受けている方が引き続き納税猶予を受ける際、3年経過するごとに相続税の納税猶予の継続届出書というものの提出が必要になります。その書類の添付書類として求められるのがこちらの証明書になります。

それでは、第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいた します。

海老澤委員 ご報告いたします。

10月15日木曜日、事務局2名と さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご質問がございましたらお願いいた します。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、証明書を発行いたします。 次に、2件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 2をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

宍戸会長 この件につきまして調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いい たします。

石井(勝)委員 10月15日木曜日、 さんの立会いの下、事務局 2 名とともに調査しました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に3件目ですが、3件目と4件目は、被相続人が同一であり、相続人が同世帯であるという関係性があるため、事務局からの説明は2件続けて行ってもらいます。

では、事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、お手元の資料No.3 - 4をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

宍戸会長 この件につきまして調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願い いたします。

海老澤委員 10月16日、事務局 2 名と さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

宍戸会長 ありがとうございます。これら2件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

まず、1つ目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行します。

次に、2件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。2つ目も賛成多数と認めまして、証明書を発行する ことにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について審議いたします。 2件ございますので、順に審議いたします。

それでは、事務局から1件目の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.4 - 1をご覧下さい。こちらは、生産緑地に係る農業の主たる 従事者についての証明願についてです。

この証明願について、簡単に説明させていただきます。生産緑地には転用制限というのがありまして、その制限は区に生産緑地の買取り申出を提出し、買取り申出受理後、3か月が経過すると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地の指定の告示日から30年が経過した場合、もう一つが、主たる従事者が死亡するか怪我や病気などにより農業に従事することが不可能になった場合の2つがございます。この主たる従事者の死亡または農業従事不可能を事由に買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が

主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.4 - 1をご覧下さい。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる 従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いい たします。

加々美委員 それでは、報告いたします。

10月8日木曜日、申請者である さんにお話を伺い、調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧下さい。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上です。

宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいた します。

海老澤委員 報告いたします。

10月19日、申請者の さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和2年12月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧下さい。

次回の総会開催日時につきましては、11月30日月曜日午後3時から、会場は区役所第2 庁舎5階の第2委員会室で開催されることが決定しております。

12月の開催日につきましては、12月23日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

(時間変更の理由について説明)

今後の日程につきまして、ご意見はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ないようですので、資料のとおりとさせていただきます。

次に、(2)の一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について協議 いたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.6をご覧下さい。一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてです。

農業功労者表彰について説明させていただきますと、世田谷区農業委員会の支援組織であります東京都農業会議にて定められた制度でございまして、地域の農業が地域の住民に新鮮な食材や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への関わり等、多方面の役割を果たしている中、地域農業に尽力されてきた農業者の方に感謝の意を表するために、その功労に対して感謝状が贈られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰において、農業功労者感謝状細則に候補者の推薦は各区市町村から1名となっているため、世田谷区農業委員会においては毎年1名ずつ、 JA東京中央千歳管轄、JA世田谷目黒管轄、JA東京中央砧管轄の順に推薦をいただい ております。今年度はJA東京中央千歳から さんをご推薦いただいております。

なお、表彰につきましては、来年の2月18日木曜日、昭島市にて開催される第62回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることとなっております。推薦内容につきましてご確認をいただければと思います。

事務局からは以上です。

宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、資料No.7をご覧下さい。ふれあい農園「みかん狩り」「家族で楽しむ 花の寄せ植えづくり」「大根の引っこ抜き」「冬野菜の収穫」の開催のご案内です。

次第には「トマトの収穫」とありますが、今回「トマトの収穫」はございませんので、 口頭にて訂正させていただきます。

内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、11月1日、11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページでご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。食と農セミナーの開催のご案内です。 こちらのセミナーは、東京の農業者と消費者が直接顔を合わせて共に学ぶことを目的と し、東京都農業会議が中心となって開催しております。開催日時につきましては、12月10 日木曜日午後2時から3時30分です。「気象予報士に聞く」というテーマでお話を伺います。 参加対象者は、都内農業者、消費者及び農業委員の皆様ということになっております。参加をご希望される方は、お手数ですが11月27日金曜日までに私ども農業委員会事務局までご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、資料No.9に移らせていただきます。報告事項の最後は、都内産 農畜産物等の放射性物質検査の結果の報告でございます。

今回は令和2年10月22日に検査結果の報告が来ておりますが、こちらはホームページからデータを取っておりまして、4月からのものが全部出ています。その新しいものが10月22日付で発表になった検査結果でございます。

その他、参考資料といたしまして、本日机上にJA東京中央さんと世田谷区によるふる さと納税大蔵大根の引き抜きのご案内、それから世田谷区の全図、農業経営の法人化と農 地の貸借・雇用の活用研究会開催のお知らせの3つをお配りしております。なお、3つ目 の農地の貸借・雇用の活用研究会への参加につきましては、事務局で取りまとめは予定し ておりませんので、もしご興味がおありであれば、個々にお申し込みいただきたいと思い ます。

事務局からは以上になります。

宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、皆さんに農地パトロールを行っていただきまして、大変ありがとうございます。それでは、農地パトロールの感想や農地状況、気づいた点等を席順に、志村秀典委員から植松智委員まで、順番に一言ずつ述べていただきたいと思います。質問等は全員から報告いただいた後に一括して頂戴いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、志村秀典委員、お願いいたします。

(志村秀典委員から植松智委員まで順番に報告)

宍戸会長 全員の意見をお聞きしましたが、皆様にもしご意見とか質問がありましたら。 大塚委員 今の皆さんのお話の中で、肥培管理に問題のある生産緑地がある訳ですよ。 その生産緑地に対する農業委員会としての指導というのはあるんですか。

事務局 昨年の例で言いますと、肥培管理に問題のあるところに関して、例えば特定生産緑地の申請が出たときに見に行って、肥培管理がとてもこれでは駄目だといったときに、 農業委員さんと一緒に行って指導という形でやらせていただいております。

大塚委員 具体的にどういう指導ですか。

事務局 昨年度の例で言いますと、肥培管理の観点から特定に移行できないという案件

が複数ありました。その園主に対して、移行について、今回は告示されませんという文書を、都市計画課職員、農業委員会事務局職員、宮川委員、加々美委員、鈴木委員でそれぞれ回って、渡すのに立ち会っていただきました。具体的に、あの辺の草をもう少し刈ってくれだとか、もうちょっと植えたらどうだとか、そういったアドバイスをしていただいております。

大塚委員 アドバイスの後は。

事務局 その後は大分よくなっているので、その案件については恐らく来年度、特定に移行できるのではないかと思っています。ただ、いまだ課題の残る農地もあるのですけれども、そういった中でJAとも協力しながら、改善してもらうようにお願いをしています。

大塚委員 一応、指導はしていると。

事務局 しております。

大塚委員 その結果はともあれ、よくなる結果もあるし、そのままの結果もあるんでしょう。

事務局 先程、実は岩本委員のおっしゃった の件なんですけれども、全く営農ができない状況とのことなので、今、事務局で直接ご本人、ご家族と会って、どうすべきかという話をしております。営農ができないと言う農家に対してどうすればいいのかと相談に対し、財産として処分するしかないかというと必ずしもそうではなく、例えば家族の方が営農を引き継いで、例えば貸借円滑化法で市民農園を行うなどの手段がない訳ではないんです。そういった情報を提供して、今の畑をどうしていくかというような話合いを事務局で行っています。

大塚委員 農業委員から見た生産緑地だけでなく、町の人々も生産緑地の看板が立っているところを見ている訳ですが、そういう厳しさも生産緑地の運営にはあると思う。具体的にそういう話もあるのですか。

事務局 あります。生産緑地なのに何も作っていないのはどういうことだという旨の苦情が入ったりします。都度、該当営農者に、陳情があったと連絡をしています。

大塚委員 あともう一つですけれども、このパトロールは毎年しなければいけないこと なんですか。

事務局 そうです。農地法第30条に「農業委員会は、毎年1回、その区域にある農地の利用状況についての調査(農地利用状況調査)を行わなければならない」と規定されています。

大塚委員 法的な根拠ですか。

事務局 そうです。

髙橋会長職務代理者 これは法律で決まっているので、義務です。

大塚委員 では、仕方がない。

髙橋会長職務代理者 やってもらった方がいいと思います。

事務局 今、特定への移行期でもあるので、やはり毎年お願いしたいと思います。

宍戸会長 ほかにご意見はございますでしょうか。質問でも。よろしいですか。

大塚委員 生産緑地の制度に対する見解がみんな一定じゃないですだから、それをある程度生産緑地らしい農地にしていくという指導の方法を勉強会でもいいから3年か5年に1遍、そういう講習会の場で、生産緑地は今、社会でこういうふうに問題になっているからみんなきちっと管理しましょうとかやってもいいのではないでしょうか。

髙橋会長職務代理者 世田谷区で管理基準を作っているはずなんです。

大塚委員 文書でしょう。

髙橋会長職務代理者 もちろん文書ですけれども、皆様にちゃんと配付してあるはずです。ですから、それにのっとって委員の皆様方も指導していただきたいんです。

管理基準は標準ですから、いろいろ問題があって、農業をやっている人によっては、俺は草を生やしていいんだとか、そういう人たちもいますので、その辺はよく個々に話し合っていただきたいとは思います。

大塚委員なかなかああいう書類は見ないよね。

髙橋会長職務代理者 それを皆様もよくご理解いただいた上で指導していただければありがたいです。

ほかによろしいでしょうか。

三田委員 今のパトロールに関係していないことでもよろしいでしょうか。

さきの総会で私が質問した法改正の後の農地利用の緩和につきまして、事務局より資料を皆さんにお送りいただきまして、ありがとうございました。これについては、農業委員として知っていて当たり前ということだと思うんですけれども、それでいいですね。こういう緩和をされましたとか、高度利用する場合はコンクリートを打ってもいいとかだと思うんですけれども、送っていただいた資料で、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしたというのはどこが発行しているんでしょうか。

事務局 全国農業会議所です。

三田委員 全国農業会議所ですか。分かりました。

日本の農業がヨーロッパの先進農業に比べて一部遅れているというところがあったのでこういう改正がなされたと思うんですけれども、納税猶予の畑でもこういうことができるのかなと思ったんです。これは、ちゃんと農業委員会に申請して許可が取れないとできない、とてもハードルが高いことなので、やる人はもう稀にしかいないと思うんですけれども、これから若い人がこういうのに挑戦してみたいという場合もあると思うんです。やっぱり日本の農業の発展のためには、こういうことをやって、AIとかを使ってやってみたいと思うので、その辺だけ確認したいので、今の時点ですぐということじゃないですけれども、また次回の農業委員会にでも教えていただければと思います。よろしくお願いします。

宍戸会長 では、よろしいですか。この件につきましては終了とさせていただきます。 以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、一般的にご意見がございましたら、お願いいたします。

本澤委員 1点質問してもよろしいですか。初回の総会で頂いた東京都農業会議のスケジュールで、11月27日金曜日に農地流動化・利用集積現地研究会と書いてあるんですけれども、これはこのまま開催されるんでしょうか。次回の区の総会が11月30日と書いてあったので、今聞いておこうかと思ったんですが。

事務局 今、本澤委員からご指摘いただいたのが、皆さんに年間予定ということでお配りしている日程表の中に、11月27日金曜日、農地流動化・利用集積現地研究会というものが記載されているんですが、まだ開催についての連絡が来ておりません。もし連絡が来まして、また日程や会場が変更になる可能性もあります。現地の見学とかは今は厳しい状況もありますので、もし総会前に日程が確定した場合には大至急、皆様にファクス等でお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

本澤委員 ありがとうございます。

宍戸会長 では、本日の農業委員会はこれで終了とさせていただきます。本当に今日は ありがとうございました。

それでは、髙橋昌規職務代理、閉会の挨拶をお願いいたします。

髙橋会長職務代理者

(会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和2年10月30日(金)開催の第3回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会 会長 宍戸幸男